議案第43号

さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市みずき園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

计工计

さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市みずき園条例(平成13年さいたま市条例第164号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市みずき園(以下「園」という。)をさいたま市南区白幡5丁目14番1号に設置する。	-

第2条 さいたま市みずき園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

动正绝

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

以止沒	以开户门
(設置)	(設置)
第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第12	第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第12
3号。以下「法」という。)第5条第1項に規定	3号。以下「法」という。)第5条第1項に規定
する障害福祉サービスを行う施設として、さいた	する障害福祉サービスを行う施設として、さいた

ま市みずき園(以下「園」という。)を<u>さいたま</u> 市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。 ま市みずき園(以下「園」という。)を<u>さいたま</u> 市南区白幡5丁目14番1号に設置する。

(利用定員)

第3条 園の定員は、<u>26人</u>とする。

(利用定員) 第3条 園の定員は、<u>20人</u>とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年7月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。